

第7回アジア・太平洋地域ポート・ステート・コントロール一般研修

(1) 期間：平成29年8月14日(月)～9月8日(金)

(2) 日程：

・8月14日(月)～8月25日(金)午前

外航船舶が遵守すべき国際規則(SOLAS条約(海上人命安全条約)、MARPOL条約(海洋汚染防止条約)など)に関する講義(於：メルパルク横浜(横浜市中区山下町16))

・8月25日(金)午後

船用膨脹式救命いかだ整備事業場見学

(於：(株)マリンインターナショナル(横浜市金沢区))

・8月28日(月)～9月6日(水)

PSCの実地訓練(於：地方運輸局(北海道、東北、北陸信越、関東、中部、近畿、中国、九州)及び神戸運輸監理部)

・9月8日(金)

実地訓練レビュー(於：メルパルク横浜)

(3) 参加研修生の国籍

・東京MOU域内の参加国(11カ国)

フィジー、インドネシア、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、ペルー、フィリピン、タイ、トンガ及びベトナム

・他地域からの参加国(7カ国)

セネガル(アブジャMOU)、ジョージア(黒海MOU)、スリナム(カリブ海MOU)、トルコ(地中海MOU)、ブラジル(ラテンアメリカMOU)、セイシェル及びモザンビーク(インド洋MOU)

○取材について

報道機関に対して、東京MOU事務局による開講式(8月14日(月)午前9時00分から10分間程度、於：メルパルク横浜)を公開致します。取材をご希望の場合は、8月10日(木)までに海事局総務課外国船舶監督業務調整室にご連絡下さい。

また、各地方における実地訓練の取材については、各地方運輸局等の外国船舶監督官にご相談ください。

(参 考)

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、寄港国の権利として、自国に入港する外国船舶への立入検査がIMO(国際海事機関)の条約等により認められている。

2. 「MOU」(エムオーユー : Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU参加国は、過去の基準不適合船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施している。

3. 東京MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在20の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナム)が参加している。

